

教育職員免許状取得に関する案内

本学において教育職員免許状取得を目的とする科目等履修生は、「受入要領」の“出願資格”をご参照のうえ、下記内容についてご確認ください。

注1 教育職員免許法の改正に伴い、2019年度以降、科目等履修生により教育職員免許状を取得する場合、必要とする科目が追加となっておりますのでご注意ください。

注2 カリキュラムの改正等により、履修を希望する授業科目が、希望する年度に開講されていない場合がありますのでご注意ください。

記

1. 教育職員免許状取得要件科目の確認（必須）

教育職員免許状（以下“免許状”）取得にあたり、教育職員免許法（以下“免許法”）における修得すべき科目・取得すべき単位数の確認が必要です。各自の責任において、以下1)及び2)を行ってください。

1) 「学力に関する証明書(免許状申請用)」を取得する。

卒業した大学で取得可能な免許状（校種・科目）の「学力に関する証明書」を取得し、免許状に係わる修得済科目・単位数等、自身で現在の状況を確認してください。

2) 免許状取得に必要な免許法における修得すべき科目・取得すべき単位数を確認する。

本学の科目等履修生により免許状を取得するにあたり、自身が必要とする免許法上の科目・単位数を明確にするために「学力に関する証明書」を発行の上、免許状申請予定（居住地）の教育委員会へ事前相談を行ってください。（他教科及び他大学で修得した単位を使用・流用する場合についても同様）

2. 履修する授業科目の確認

教育委員会にて確認をした免許法上の修得すべき科目・単位数に応じた本学の授業科目を確認してください。

1) 別表により、免許法上の科目・単位数に対応した本学の開講授業科目の確認をすることができます。

2) 科目等履修対象となる授業が【《参考資料》各種免許状取得に係る科目】に記載されており、下記3. 1)及び2)以外である場合は、教職センターにご相談ください。

3. 教育実習等履修希望者へ

1) 本学の教育実習は、「教育実習(保健体育)」「特別支援教育実習」「養護実習」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習(幼稚園)」となります。（以下“教育実習等”）

ア. 教育実習等を履修する為には、実習前年度までに、学内での登録及び本学“履修規程”による教育実習等履修要件科目の修得が必要です。教育実習等履修要件科目の確認と学内での登録を行いますので、卒業した大学の“学力に関する証明書”を持参し、以下のとおり教職センターまでお越してください。（履修要件の確認ができない場合や学内手続未登録者は、教育実習等の履修はできません。）

〆 切 日 : 令和6年2月16日(金)

必要書類 : 学力に関する証明書

場 所 : 日本体育大学 東京・世田谷キャンパス 教職センター

イ. 教育実習等を履修し実施する為には、上記の他に実習前年度(2月末まで)に実習校から受入内諾を得る必要があります。学内での登録時に実習校等への受入依頼手続きについて説明いたしますので、未手続きの方は早急に申し出てください。（実習校及び教育委員会によっては、受入依頼締切日がありますので、注意してください。）

2) 教育実習等を履修する場合、下記（ア～オ）の科目を併せて履修する必要があります。

ア. 「教育実習」4単位 と 「事前事後指導」1単位、

「教職実践演習」2単位（「総合演習」単位取得済の者を除く）

イ. 「養護実習（事前事後の指導を含む）」5単位 と 「教職実践演習（養護教諭）」2単位（「総合演習」単位取得済の者を除く）

ウ. 「教育実習Ⅰ」2単位のみ

エ. 「教育実習Ⅱ」2単位 と 「教育実習指導Ⅱ」1単位、

「教職実践演習（幼稚園・小学校）」2単位

オ. 「教育実習（幼稚園）」2単位 と 「教育実習指導」1単位

「保育・教職実践演習（幼稚園）」2単位

カ. 「特別支援教育実習」2単位 を希望する方は、教職センターまでご連絡ください。

※平成21年4月1日から施行された免許法施行規則（「教職実践演習」の単位の修得）の附則（経過措置）3条に則り、平成25年3月31日までに「総合演習」の単位を修得した方は、「教職実践演習」の単位を修得する必要はありません。

4. その他 注意事項

1) 小学校・中学校教諭免許状取得希望者は、免許状申請時に「介護等体験証明書」の提出が必要となります。（免許法の特例等に関する法律：H10.4.1 施行）

※「介護等体験」は、本学の授業科目にはありませんが、体験を希望する科目等履修生には、在籍中にその機会を提供しています。希望する場合は、4月初旬の申込説明会に出席して必ず申込をしてください。申込説明会不参加の場合、介護等体験を行うことは出来ません。

2) 「教師論」と「教師論（養護）」の科目は異なります。「教師論」は中学校・高等学校教諭（保健体育）用、「教師論（養護）」は養護教諭用です。

3) 免許状の申請は、ご本人居住地の教育委員会に個人申請をしてください。

4) その他不明な点や質問がありましたら、教職センターまでご連絡ください。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

日本体育大学 教職センター

TEL. 03-5706-0914

（平日 8:30～17:00）

中学校・高等学校一種免許状(保健体育)取得に係る科目【日本体育大学 体育学部】

教員免許法に定められた内容				本学が課程認定を受けている内容					※教育実習履修要件科目 ※前年度末までに修得する		
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (中学校:平成28年改正法 令和3年省令改正) (高等学校:平成28年改正法 令和4年省令改正)	最低修得単位数		単位数	開講年次	★必修 ☆選択 △自由	取得に必要な単位数			
			中学校	高等学校							
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	24	運動方法・陸上競技	1	1年次	★	1		
					運動方法・水泳	1	1年次	★	1		
					運動方法・体づくり運動(体操)	1	1年次	★	1		
					運動方法・器械運動	1	1年次	★	1		
					運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	1年次	★	1		
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	1年次	★	1		
					運動方法・バスケットボール	1	1年次	☆	2単位以上		
					運動方法・ハンドボール	1	1年次	☆			
					運動方法・サッカー	1	1年次	☆	2単位以上		
					運動方法・ラグビー	1	2年次	☆			
		運動方法・バレーボール	1	1年次	☆	2単位以上					
		運動方法・テニス	1	2年次	☆						
		運動方法・卓球	1	1年次	☆	1単位以上					
		運動方法・バドミントン	1	1年次	☆						
		運動方法・武道(柔道)	1	1年次	☆	1単位以上					
		運動方法・武道(剣道)	1	1年次	☆						
		運動方法・武道(相撲)	1	1年次	☆	1単位以上					
		スポーツ哲学	2	1年次	★		2				
		スポーツ心理学	2	3年次	★	2					
		スポーツ経営管理学	2	3年次	★	2					
スポーツ社会学	2	3年次	★	2							
スポーツ史	2	2年次	★	2							
トレーニング学	2	2年次	★	2							
スポーツ生理学	2	2年次	★	2							
衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	1年次	★	2							
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)	2	2年次	★	2							
学校安全(救急処置を含む)	2	3年次	★	2							
体育科教育法	2	2年次	★	2							
保健科教育法	2	2年次	★	2							
体育科教育実践法	2	3年次	★	2							
保健科教育実践法	2	3年次	★	2							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)								◎			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	2	1年次	★	2	◎	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教師論	2	1年次	★	2	◎	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育の制度と経営	2	3年次	★	2	◎	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	2年次	★	2	◎	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	3年次	★	2	◎	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論	2	3年次	★	2	◎	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の指導法 ※(イ)中免	2	2年次	★	2	◎	
		【中学校】総合的な学習の時間の指導法 【高等学校】総合的な探究の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ※(ロ)	2	2年次	★	2	◎	
		特別活動の指導法			教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む) ※(ロ)	2	3年次	★	2	◎	
		教育の方法及び技術			生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む) ※(ロ)	2	3年次	★	2	◎	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★	2	◎	
		生徒指導の理論及び方法									
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法											
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習	4	4年次	★	4		
		教育実践演習			2	2	2	4年次	★	1	
		教職実践演習(中・高)			2	2	2	4年次	★	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		4	12	スポーツ医学	2	2年次	△	※(ハ)		
		発育発達論			2	1年次	△				
		機能解剖学			2	1年次	△				
		人権教育			2	3年次	△				
		スポーツ栄養学(食品学を含む)			2	2年次	△				
		道徳教育の指導法 ※(イ)高免			2	2年次	★	※(イ) ◎			
必要な単位数計			59	59	合計			68単位以上			

め(教員免許法6行規に則定)	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2	
	体育		スポーツ研究A	2	1年次	★	2	
			海浜実習	1	2年次	☆	1単位以上	
			キャンプ実習	1	2年次	☆	1単位以上	
			スキー実習	1	3年次	☆	1単位以上	
			スケート実習	1	3年次	☆	1単位以上	
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1	
			英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2	
必要な単位数計			8	8	合計			10単位以上

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必修区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必修区分とは異なるため注意すること。
 ★:必修科目…必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目
 △:自由科目…教育職員免許状の取得にあたっては単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目
 ※(イ)「道徳教育の指導法」は、高一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第五条の第六欄「大学が独自に設定する科目」に位置づけ、中一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第四条の第四欄「道徳の理論及び指導法」に位置づけ。
 ※(ロ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。
 ※(ハ)第六欄「大学が独自に設定する科目」に定める科目について、教育職員免許状の取得にあたっては※(イ)を除き単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学ぶべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。なお、当該欄の法令上必要単位数については、本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」とおりに単位を修得することで、第二欄～第五欄の各欄において法令上必要とされる、最低修得単位数以上の単位を修得することとなるため、そこで超過した修得単位を充当し、当該欄の法令上必要単位数(中/4/高/12)を満たす。(例)第三欄:本学12単位(6科目)-法令上10単位-超過2単位が第六欄へ充当可

中学校・高等学校一種免許状(保健体育)取得に係る科目【日本体育大学 スポーツ文化学部】

教員免許法に定められた内容				本学が課程認定を受けている内容					※教育実習履修要件科目に修得する					
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (中学校:平成28年改正法 令和3年省令改正) (高等学校:平成28年改正法 令和4年省令改正)	最低修得単位数		スポーツ文化学部 ・2023年度以降入学者適用カリキュラム	単位数	開講年次	★必修☆選択△自由		得大に大学が必要な単位数				
			中学校	高等学校										
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	24	運動方法・陸上競技	1	1年次	★	1					
					運動方法・水泳	1	1年次	★	1					
					運動方法・体づくり運動(体操)	1	1年次	★	1					
					運動方法・器械運動	1	1年次	★	1					
					運動方法・ソフトボール(野球を含む)	1	1年次	★	1					
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	1年次	★	1					
					運動方法・球技A	1	3年次	★	1					
					運動方法・球技B	1	3年次	★	1					
					運動方法・武道(柔道)	1	1年次	☆	1単位以上					
					運動方法・武道(剣道)	1	1年次	☆						
					運動方法・武道(相撲)	1	1年次	☆						
							「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学(運動方法学を含む。)			2	1年次	★	2	
							生理学(運動生理学を含む。)			2	3年次	★	2	
							衛生学・公衆衛生学			2	3年次	★	2	
		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)			2	3年次	★	2						
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			2	2年次	★	2	◎					
					2	2年次	★	2	◎					
					2	3年次	★	2						
					2	3年次	★	2						
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	教育原理	2	1年次	★	2	◎				
					教師論	2	1年次	★	2	◎				
					教育の制度と経営	2	3年次	★	2	◎				
					教育心理学	2	2年次	★	2	◎				
					特別支援教育概論	2	3年次	★	2	◎				
					教育課程論	2	3年次	★	2	◎				
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 【中学校】総合的な学習の時間の指導法 【高等学校】総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	8	道徳教育の指導法 ※(イ)中免	2	2年次	★	2	◎				
					特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ※(ロ)	2	2年次	★	2	◎				
					教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む) ※(ハ)	2	3年次	★	2	◎				
					生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む) ※(ニ)	2	3年次	★	2	◎				
					教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★	2	◎				
					教育実習	4	4年次	★	4					
事前事後の指導	1	4年次	★	1										
教職実践演習(中・高)	2	4年次	★	2										
第六欄	大学が独自に設定する科目		4	12	スポーツ医学	2	2年次	△	※(イ)					
					発育発達論	2	1年次	△						
					機能解剖学	2	1年次	△						
					人権教育	2	3年次	△						
					スポーツ栄養学(食品学を含む)	2	2年次	△						
					道徳教育の指導法 ※(イ)高免	2	2年次	★		◎				
必要な単位数計			59	59	合計			66単位以上						

6 教員免許法の施行規則に定める科目	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2		
			スポーツ文化研究A	2	1年次	★	2		
			海浜実習	1	2年次	☆	1単位以上		
			キャンプ実習	1	2年次	☆	1単位以上		
			スキー実習	1	3年次	☆	1単位以上		
	スケート実習	1	3年次	☆	1単位以上				
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1			
		英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2		
必要な単位数計			8	8	合計			10単位以上	

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要なとされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。

★:必修科目…必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおり単位を修得しなければならない科目
△:自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目
※(イ)「道徳教育の指導法」は、高一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第五条の第六欄「大学が独自に設定する科目」に位置づけ、中一種免許取得の場合は教育職員免許法施行規則第四條の第四欄「道徳の理論及び指導法」に位置づく。
※(ロ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。
※(ハ)第六欄「大学が独自に設定する科目」に定める科目について、教育職員免許状の取得にあたっては※(イ)を除き単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学べき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。なお、当該欄の法令上必要単位数については、本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」のとおり単位を修得することで、第二欄～第五欄の各欄において法令上必要とされる、最低修得単位数以上の単位を修得することとなるため、そこで超過した修得単位を充当し、当該欄の法令上必要単位数(中:4/高:12)を満たす。(例)第三欄:本学12単位(6科目)-法令上10単位=超過2単位が第六欄へ充当可

養護教諭一種免許状取得に係る科目【日本体育大学 体育学部 健康学科】

教員免許法に定められた内容				本学が課程認定を受けている内容				※「看護臨床実習」履修要件科目	※「養護実習」履修要件科目
第一欄	養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (平成28年改正法 令和4年省令改正)	最低修得単位数	体育学部 健康学科 ヘルスプロモーション領域 ・2023年度以降入学者適用カリキュラム	単位数	開講年次	★必修☆選択△自由 に大学が定める免許取得		
第二欄	養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4以上	衛生学・公衆衛生学(運動衛生学を含む)	2	1年次	★	2	◎
		学校保健	2以上	予防医学	2	2年次	☆	2単位以上	
		養護概説	2以上	衛生学・公衆衛生学Ⅱ	2	2年次	☆		
		健康相談活動の理論及び方法	2以上	学校保健(小児保健・精神保健を含む)	2	2年次	★	2	◎
		栄養学(食品学を含む。)	2以上	養護概説(養護教諭の職務を含む)	2	2年次	★	2	◎
		解剖学及び生理学	2以上	ヘルスカウンセリング	2	3年次	★	2	◎
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2以上	栄養学(学校給食を含む)	2	3年次	★	2	◎
		精神保健	2以上	機能解剖学	2	1年次	★	2	◎
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10以上	スポーツ生理学	2	2年次	★	2	◎
			免疫学	2	3年次	☆	2単位以上		
微生物学	2		3年次	☆					
精神保健	2		2年次	★	2	◎			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2	1年次	★	2	◎
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論(養護)	2	3年次	★	2	◎
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	3年次	★	2	◎
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2年次	★	2	◎
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2	3年次	★	2	◎
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	3年次	★	2	◎
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育の指導法	2	2年次	★	2	◎
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2年次	★	2	◎
		生徒指導の理論及び方法		教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)	2	3年次	★	2	◎
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む)	2	3年次	★	2	◎
		教育相談(カウンセリングを含む)		教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★	2	◎
第五欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習(事前事後の指導を含む)	5	4年次	★	5	
		教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2	4年次	★	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		7	健康管理学	2	3年次	★	2	
				精神医学	2	2年次	☆	7単位以上	◎ 7単位以上修得
				学校保健Ⅱ(保健室経営を含む)	2	3年次	☆		
				衛生学・公衆衛生学実験実習	1	3年次	☆		
				学校安全(救急処置を含む)	2	3年次	☆		
臨床心理学(カウンセリングを含む)	2	3年次	☆						
必要な単位数計			56	合計			69単位以上		

6 教員免許法(6)施行規則(6)第1条第1項	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2		
	体育		2	スポーツ研究A	2	1年次	★	2	
				海浜実習	1	2年次	☆	1単位以上	
				キャンプ実習	1	2年次	☆		
				スキー実習	1	3年次	☆	1単位以上	
				スケート実習	1	3年次	☆		
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1		
2	英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2	◎		
必要な単位数計			8	合計			10単位以上		

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要なとされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。

★:必修科目…必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目
△:自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目

特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)取得に係る科目【日本体育大学 体育学部 体育学科】

教員免許法に定められた内容		本学が課程認定を受けている内容					履修要件のある科目 (前年度末までに◎の科目を修得する)						
教育職員 免許法に 定める科目	左項の各科目に含めることが 必要な事項	最低 修得 単位数	単 位 数	開 講 年 次	★ 必 修 ☆ 選 択 △ 自 由	大 学 が 定 め る に 必 要 な 単 位 数	※(イ)	※(ロ)	※(ハ)	※(ニ)	※(ホ)		
							2年次	3年次	2年次	3年次	3年次		
基礎資格	小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教諭の 普通免許状を有すること。						中学校・高等学校(保健体育)一種免許状取得見込みであること。						
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	特別支援教育総論	2	1年次	★	2	◎	◎	◎	◎		
第二欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理 及び病理に関する科目	16	知的障害児・者の心理・生理・病理	2	2年次	★	2	◎※(イ)				◎	
			肢体不自由児・者の心理・生理・病理	2	3年次	★	2	◎※(ロ)					
			病弱児・者の心理・生理・病理	2	2年次	★	2	◎※(ハ)					◎
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及 び指導法に関する科目	16	知的障害児・者教育論	2	3年次	★	2	◎※(ニ)					
			肢体不自由児・者教育論	2	3年次	★	2	◎					
			病弱児・者教育論	2	3年次	★	2	◎※(ホ)					
			知的障害児・者のスポーツ指導	2	3年次	★	2	◎					
知的障害児・者のスポーツ指導	2	4年次	★	2									
第三欄	免許法に定められることとなる特別支 援教育領域以外の 領域に関する科目	5	視覚障害児・者教育総論	2	4年次	★	2						
			聴覚障害児・者教育総論	2	4年次	★	2						
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	5	重複障害児・者等教育総論	2	1年次	★	2	◎	◎	◎	◎		
			発達障害児・者等教育総論	2	1年次	★	2	◎	◎	◎	◎		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習指導	1	4年次	★	1	実施年度 同時履修					
			特別支援教育実習	2	4年次	★	2						
必要な単位数計		26	合計				29単位						

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。
 ★:必修科目…必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目
 △:自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目

小学校教諭一種免許状取得に係る科目【日本体育大学 児童スポーツ教育学部（児童スポーツ教育コース）】

教員免許法に定められた内容				本学が課程認定を受けている内容						
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (平成28年改正法 令和3年省令改正)		最低修得単位数	単位数	開講年次	★必修 ☆選択 △自由	大学が定める免許取得に必要な単位数	※「前年度卒業まで」に修得する科目	
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ※国語(書写を含む)・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得(施行規則3条備考一)	国語(書写を含む。)	30	初等国語(書写を含む)	2	1年次	★	2	
			算数		初等算数	2	1年次	★	2	
			理科		初等理科	2	1年次	★	2	
			社会		初等社会	2	1年次	★	2	
			外国語		初等英語	2	1年次	★	2	
			生活		初等生活	2	2年次	★	2	
			音楽		初等音楽	2	2年次	☆	2	
			図画工作		初等図画工作	2	2年次	☆	2	2単位以上
			家庭		初等家庭科	2	2年次	☆	2	
			体育		初等体育	2	2年次	★	2	
					運動方法・陸上競技	1	1年次	☆	1	1単位以上
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	2年次	☆	1	1単位以上
					運動方法・球技A(ゴール型)	1	2年次	☆	1	1単位以上
					運動方法・球技B(ネット型)	1	2年次	☆	1	1単位以上
					運動方法・体づくり運動(体操)	1	3年次	☆	1	1単位以上
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) ※国語(書写を含む)・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育及び外国語の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を修得(施行規則3条備考三)	体育科教育法	2	2年次	★	2				
		初等国語科教育法	2	3年次	★	2				
		初等算数科教育法	2	3年次	★	2				
		初等理科教育法	2	3年次	★	2				
		初等社会科教育法	2	3年次	★	2				
		初等英語科教育法	2	3年次	★	2				
		初等生活科教育法	2	3年次	★	2				
		初等音楽科教育法	2	3年次	★	2				
		初等図画工作科教育法	2	3年次	★	2				
		初等家庭科教育法	2	3年次	★	2				
		体育科教育実践法	2	3年次	△					
		国語科教育実践論	2	4年次	△		※(4)			
算数科教育実践論	2	4年次	△							
理科教育実践論	2	4年次	△							
社会科教育実践論	2	4年次	△							
英語科教育実践論	2	4年次	△							
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	1年次	★	2	◎	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	2	1年次	★	2	◎	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2	3年次	★	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2年次	★	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2	3年次	★	2		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	2年次	★	2		
		第四欄		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 (2単位以上:備考四)	10	道徳教育の指導法	2	1年次	★
総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ※(a)		2		1年次		★	2	◎	
特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む) ※(a)		2		2年次		★	2		
教育の方法及び技術	生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む) ※(a)		2		3年次		★	2		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育相談(カウンセリングを含む)		2		3年次		★	2		
生徒指導の理論及び方法										
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法										
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習(事前事後の指導を含む)	5	4年次	★	5		
		教職実践演習		2	4年次	★	2			
第六欄	大学が独自に設定する科目		2	※第二欄～第五欄において、法令上定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、第六欄「大学が独自に設定する科目」において、法令上必要とされる単位数に充当することが可能とされている。本教職課程認定の第二欄～第五欄は、各欄で法令上必要とされる、最低修得単位数を超える単位数で科目を設定しているため、第六欄へ科目を設定していない。						
必要な単位数計				59	合計			68単位以上		

教員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2	
	体育	2	運動方法・水泳	1	1年次	★	1	
		2	児童スポーツ教育論	2	1年次	★	2	◎
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1	
	2	英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1		
2	英理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2	
必要な単位数計				8	合計			9

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必修区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位数の必修区分とは異なるため注意すること。

★:必修科目...必ず単位を修得しなければならない科目 ☆:選択科目...本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおり単位を修得しなければならない科目

△:自由科目...教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学ぶべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している科目

※(4)当該科目は教育職員免許状の取得にあたっては単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学ぶべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。

※(a)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。

幼稚園教諭一種免許状取得に係る科目【日本体育大学 児童スポーツ教育学部 (幼児教育保育コース)】

免許法に定められた内容			本学が課程認定を受けている内容							
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (平成28年改正法 令和3年省令改正)	最低修得単位数	児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学科 幼児教育保育コース ・2023年度以降入学者適用カリキュラム	単位数	開講年次	★必修☆選択△自由	必要単位数	大学が定める免許取得に	履修要件科目(幼稚園)
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	幼児と健康	2	2年次	★	2		
				幼児と人間関係	2	2年次	★	2		
				幼児と環境	2	2年次	★	2		
				幼児と言葉	2	2年次	★	2		
				幼児と表現	2	2年次	★	2	◎	
				保育内容総論	2	1年次	★	2		
				保育内容の指導法Ⅰ	2	3年次	★	2		
				保育内容の指導法Ⅱ	2	3年次	★	2		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	教育原理	2	1年次	★	2		
				保育原理	2	1年次	★	2		
				保育者論	2	1年次	★	2		
				教育の制度と経営	2	3年次	★	2		
				発達と教育の心理学	2	1年次	★	2		
				特別支援教育概論	2	3年次	★	2		
				保育カリキュラム論	2	2年次	★	2	◎	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。の)理論及び方法	4	教育の方法と技術(メディア教育を含む)	2	3年次	★	2		
				子どもの理解と援助 ※(イ)	2	2年次	★	2		
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5	教育実習指導	1	4年次	★	1		
				教育実習(幼稚園)	4	4年次	★	4		
				保育・教職実践演習(幼)	2	4年次	★	2		
第六欄	大学が独自に設定する科目		14	児童健康教育論	2	1年次	★	2		
				児童の身体の仕組み	2	1年次	★	2		
				ことばと文化	2	1年次	★	2		
				幼児の運動遊びⅠ	1	1年次	★	1	◎	
				幼児の運動遊びⅡ	1	2年次	★	1		
				音楽表現Ⅰ	1	1年次	★	1		
				食育論	2	2年次	★	2		
				子どもと人権	2	2年次	★	2		
				保育現場論(幼稚園・保育所)	2	2年次	★	2	◎	
				子どもの表現Ⅰ	2	3年次	★	2		
				子ども家庭支援の心理学	2	3年次	★	2		
必要な単位数計			51	合計				60単位以上		

教育職員免許状 法施行規則第66条の6 に定める科目	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2		
	体育	2	運動方法・水泳	1	1年次	★	1		
			児童スポーツ教育論	2	1年次	★	2		
	外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1		
			英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1		
情報機器の操作	2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2			
必要な単位数計			8	合計				9	

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必修区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位数修得の必修区分とは異なるため注意すること。
 ★:必修科目…必ず単位数を修得しなければならない科目 ☆:選択科目…本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位数を修得しなければならない科目
 △:自由科目…教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目
 ※(イ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。